

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	令和3年度 海洋レーダによる海象観測技術高度化検討業務
業 務 概 要	本業務は、13.5MHz海洋レーダによる外洋波浪の試験観測の実施、試験観測結果の精度検証及び観測範囲全域における波浪データの解析手法について検討を行うものである。また、伊勢湾海洋レーダによる波浪観測データについて、ゴミ回収支援システムの改良を行い、検証するものである。
契約担当官の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 名古屋港湾空港技術調査事務所長 神谷 一弘 名古屋市南区東又兵ヱ町1丁目57-3
契 約 年 月 日	令和3年4月2日
契 約 業 者 名	令和3年度 海洋レーダによる海象観測技術高度化検討業務 沿岸技術研究センター・国際航業設計共同体
契 約 業 者 の 住 所	東京都港区西新橋1-14-2
契 約 金 額 (税 込 み)	¥22,418,000
予 定 価 格 (税 込 み)	¥22,599,773
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、13.5MHz海洋レーダによる外洋波浪の試験観測の実施、試験観測結果の精度検証及び観測範囲全域における波浪データの解析手法について検討を行うものである。また、伊勢湾海洋レーダによる波浪観測データについて、ゴミ回収支援システムの改良を行い、検証するものである。</p> <p>本業務の手続きとしては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により参加表明があった者で資格を満たした者から技術提案書を求め、「配置予定技術者の経験及び能力」「業務の実施方針・実施フロー・工程表・その他」及び「特定テーマに対する技術提案」について、提出された技術提案書の記載内容と配置予定技術者へのヒアリングにより評価を行なった。</p> <p>審査の結果、令和3年度 海洋レーダによる海象観測技術高度化検討業務 沿岸技術研究センター・国際航業設計共同体を契約の相手方として特定した。</p> <p>よって、会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、令和3年度 海洋レーダによる海象観測技術高度化検討業務 沿岸技術研究センター・国際航業設計共同体と随意契約するものである。</p>
業 務 場 所	—
業 務 区 分	建設コンサルタント等
履 行 期 間 (自)	令和3年4月2日
履 行 期 間 (至)	令和4年3月31日
備 考	

